

(提案1)

科学研究に関する健全性の向上に関する検討委員会運営要綱(平成25年7月26日日本学術会議第176回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(分科会)				(分科会)			
第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。				第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。			
分科会	調査審議事項	構成	設置期限	分科会	調査審議事項	構成	設置期限
臨床試験制度 検討分科会	(略)	(略)	(略)	臨床試験制度 検討分科会	(略)	(略)	(略)
研究倫理教育 プログラム検 討分科会	研究倫理教育プ ログラムに關す ること	委員会の委員若干 名及び会員又は連 携会員合わせて15 名以内	平成26年 9月30日	(新規設置)			
<u>(設置期限)</u>				<u>(新設)</u>			
第5 委員会は、平成26年9月30日まで置かれるものとする。				第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）の協力を得て、事務局企画課において処理する。			
(庶務)				(庶務)			
第6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）の協力を得て、事務局企画課において処理する。				第5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第一担当）の協力を得て、事務局企画課において処理する。			

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

科学研究における健全性の向上に関する検討委員会分科会の設置について

分科会等名： 研究倫理教育プログラム検討分科会

1	所属委員会名	科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
2	委員の構成	委員会の委員若干名及び会員又は連携会員合わせて15名以内
3	設置目的	科学と科学研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、科学の自由と研究者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的に機能する。それにもかかわらず、研究不正が後を絶たない。こうした状況に対し、日本学術会議は平成25年1月に声明「科学者の行動規範－改訂版－」（平成25年1月）や提言「研究活動における不正の防止策と事後措置－科学の健全性向上のために－」（平成25年12月）を発出してきた。こうした声明や提言を実質化して研究不正を事前に防止するためには、研究倫理教育プログラムが必要になる。このため、様々な分野の意見を踏まえた科学研究における研究倫理教育プログラムを検討するために、新たな分科会として設置するものである。
4	審議事項	研究倫理教育プログラムに関すること
5	設置期間	<span style="border: 1px solid black;">時限設置</span> 平成26年2月28日～平成26年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

【幹事会附置委員会】

○委員の決定（新規1件）

（ 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会 研究倫理教育プログラム  
検討分科会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考	推 薦
小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授	第一部会員	会長
相原 博昭	東京大学大学院理学系研究科教授	第三部会員	副会長
苅部 直	東京大学大学院法学政治学研究科教授	連携会員	第一部

(提案2)

国際委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表1				別表1			
分科会	調査審議事項	構成	備考	分科会	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2014分科会	(略)	(略)	設置期間：平成26年1月31日～平成26年9月30日	持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2014分科会	(略)	(略)	設置期間：平成26年1月31日～平成27年3月31日
<u>防災・減災に関する国際研究のための東京会議分科会</u>	<u>防災・減災に関する国際研究のための東京会議を開催するために必要な企画立案及び実施準備に関すること</u>	<u>会員又は連携会員25名以内</u>	<u>設置期間：平成26年2月28日～平成26年9月30日</u>	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

国際委員会分科会の設置について

分科会等名：防災・減災に関する国際研究のための東京会議分科会

1	所属委員会名	国際委員会
2	委員の構成	会員又は連携会員 25 名以内
3	設置目的	2015 年(平成 27 年)に開催される国連世界防災会議(於：宮城県仙台市)に向けて、科学技術の防災への貢献を高めるべく、科学者を中心とした国際会議を東京で開催するための企画及び実施を目的とする。
4	審議事項	防災・減災に関する国際研究のための東京会議を開催するために必要な企画立案及び実施準備に関すること
5	設置期間	時限設置 平成 26 年 2 月 28 日～平成 26 年 9 月 30 日
		常設
6	備考	※新規設置

参 考

防災・減災に関する国際研究のための東京会議（案）

- ・英語名称：Tokyo Conference on International Study for Disaster Risk Reduction and Resilience
- ・日時：2015 年（平成 27 年）1 月 14～15 日
- ・場所：東京大学伊藤ホール
- ・共催（予定）：東京大学、国際連合国際防災戦略（UNISDR）事務局

【機能別委員会】

○委員の決定（新規1件）

（国際委員会 持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議 2014 分科会）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考	推 薦
杉原 薫	政策研究大学院大学教授	第一部会員	副会長
春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長	第二部会員	第二部
那須 民江	中部大学生命健康科学部客員教授、名古屋大学名誉教授	第二部会員	第二部
渡部 終五	北里大学海洋生命科学部教授、東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授	第二部会員	第二部
大西 隆	東京大学名誉教授、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授	第三部会員	会長
氷見山幸夫	北海道教育大学教育学部教授	第三部会員	第三部
安成 哲三	人間文化研究機構総合地球環境学研究所所長	第三部会員	第三部
武内 和彦	東京大学サステイナビリティ学連携研究機構教授	連携会員	第三部

(提案3)

第一部 人文・社会科学振興分科会の設置について

分科会等名： 人文・社会科学振興分科会

1	所属委員会名	第一部
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>人文・社会科学分野の学協会の学術交流、学会間の連帯をとおして、人文・社会科学振興の方策について審議する。</p> <p>人文・社会科学の振興に関しては、その根拠規定となる法制度が脆弱なうえ、個別の学協会の多くが小規模であり、学術振興のための制度的整備が不十分である。この分科会においては、人文・社会学振興のための法的制度的な基盤づくりの方策、人文・社会科学分野の学協会の連絡組織の可能性、人文・社会科学分野の若手育成の方策などを総合的に審議することを目的とする。</p> <p>上記の目的を達成するために、本分科会は第一部附置とし、第一部の役員、各分野別委員会の代表者、および、必要に応じて会員、連携会員を若干名加えて組織する。</p>
4	審議事項	<p>① 人文・社会科学振興の法的制度的整備、特に「学術基本法」(仮称)の可能性についての審議</p> <p>② 人文・社会科学分野の学協会の連絡組織の可能性についての審議</p> <p>③ 人文・社会科学分野の若手育成の方策についての審議</p>
5	設置期間	時限設置 平成 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 常設
6	備考	※新規設置



分野別委員会運営要綱(平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
哲学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	哲学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会	・哲学・倫理・宗教教育の現状に係る審議 ・哲学・倫理・宗教教育の意義と方法に係る審議	15名以内の会員又は連携会員	(略)		哲学委員会哲学・倫理・宗教教育分科会	・哲学・倫理・宗教教育の現状に係る審議 ・哲学・倫理・宗教教育の意義と方法に係る審議	10名以内の会員又は連携会員	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
地域研究委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	地域研究委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	地域研究委員会地域学分科会	(略)	(略)	(略)		地域研究委員会地域学分科会	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	地域研究委員会地域学分科会市民地域学課題検討小委員会	市民の社会実践における地域学の発展に向けた課題の審議に関すること	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	設置期間:平成26年2月28日～平成26年9月30日		新規設置			
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
情報学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	情報学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	情報学委員会安全・安心社会と情報技術分科会	(略)	(略)	(略)		情報学委員会安全・安心社会と情報技術分科会	(略)	(略)	(略)
	情報学委員会安全・安心社会と情報技術分科会安全・安心社会と情報技術企画小委員会	1. 社会の安全・安心に必要な情報科学技術の研究開発に関するマスタープランの起案・策定 2. その他、本分野の推進に関する課題の抽出、提言・報告の作成に係る審議に関すること	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者			(新規設置)			
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

哲学委員会分科会の設置について

分科会等名：哲学・倫理・宗教教育分科会

1	所属委員会名	哲学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	社会教育を含めた教育全般における哲学・倫理・宗教教育の意義とその具体的あり方について検討することを、設置の目的とする。たとえば、中等教育における、哲学的に思索する力の育成、生活と行動を自ら律することのできる力の育成、宗教的な情操の涵養について、哲学・倫理学・宗教学の立場から論議し、よりよい教育の仕方を多面的に検討する。また、大学における教養教育を哲学・倫理・宗教教育の観点から再検討する。従来の教養教育の内容や方法について反省し、その意義を考察するとともに、必要ならば再構築を企てる。さらに、公教育における宗教教育のあり方について検討する。本分科会は、長期にわたる継続的な活動を必要とするため常設とする。
4	審議事項	① 哲学・倫理・宗教教育の現状について審議し、報告書をまとめる。 ② 哲学・倫理・宗教教育の意義と方法について審議し、シンポジウムを企画するとともに提言を行う。
5	設置期間	期限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※定数変更 高等学校公民科倫理に特化した審議を充実させるためには、より多様な人材の確保が必要であることから、定数を変更するもの。

地域研究委員会地域学分科会小委員会の設置について

分科会等名：市民地域学課題検討小委員会

1	所属委員会名	地域研究委員会
2	委員の構成	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	博物館や資料館、公民館等の公的施設を拠点に、民俗学や社会教育学等は、地域や市民の声を掬いつつ、現場の実践にも深く関わってきた。近年、提唱される地元学等には、その批判や不満も内在するため、諸課題を抽出し、新たな連携のあり方や、多様な社会実践を繋ぐ場に、各拠点や学際協業を再創造するなどの審議を行う。
4	審議事項	市民の社会実践における地域学の発展に向けた課題の審議に関すること
5	設置期間	<span style="border: 1px solid black;">時限設置</span> 平成26年2月28日～26年9月30日 常設
6	備考	※新規設置

情報学委員会安全・安心社会と情報技術分科会小委員会の設置について

分科会等名：安全・安心社会と情報技術企画小委員会

1	所属委員会名	情報学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	高度情報化社会において、セキュリティとディペンダビリティの確保は最重要課題の一つであり、両者を実現するための要素技術を磨き上げるとともに、両者の融合、土木・建築・電力・ガスなどの社会基盤技術との連携、法律、社会制度、経済、心理などを総合した検討が必要である。このような広い観点から、日本学術会議として検討すべき課題の抽出・分析を行うとともに、この分野のあり方に関する意見を交換し、政策や技術開発、更には社会制度や初等・中等教育等に関する提言を行うために、「安全・安心社会と情報技術分科会」が作られ、現在、活発に活動している。その活動の中で、提言・報告やマスタープラン立案のため、企画力に富み、機動性が高く、実行力のある組織が改めて必要である。本企画小委員会は、この目的を果たすためのものである。
4	審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の安全・安心に必要な情報科学技術の研究開発に関するマスタープランの起案・策定</li> <li>・その他、本分野の推進に関する課題の抽出、提言・報告の作成</li> </ul>
5	設置期間	時限設置      年    月    日～      年    月    日 <input type="checkbox"/> 常設
6	備考	※新規設置

【分野別委員会】

○委員の決定（新規2件）

（第一部 人文・社会科学振興分科会）

氏名	所属・職名	備考
池田 眞朗	慶應義塾大学大学院法務研究科教授・慶應義塾大学法学部教授	第一部会員
猪口 邦子	参議院議員、上智大学名誉教授	第一部会員
今田 高俊	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授	第一部会員
大沢 真理	東京大学社会科学研究所教授	第一部会員
木村 茂光	帝京大学文学部教授	第一部会員
後藤 弘子	千葉大学大学院専門法務研究科教授	第一部会員
小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授	第一部会員
佐藤 学	学習院大学文学部教授	第一部会員
白田 佳子	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	第一部会員
田中 耕司	京都大学総長室特命補佐・京都大学学術研究支援室シニアリサーチアドミニストレーター（特任教授）	第一部会員
長島 弘明	東京大学大学院人文社会系研究科教授	第一部会員
野家 啓一	東北大学理事・附属図書館長・大学院文学研究科教授	第一部会員
樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授	第一部会員
松沢 哲郎	京都大学霊長類研究所教授	第一部会員
丸井 浩	東京大学大学院人文社会系研究科教授	第一部会員

( 哲学委員会 哲学分野の参照基準検討分科会 )

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
西村 清和	國學院大学文学部教授	第一部会員
藤原 聖子	東京大学大学院人文社会研究科教授	連携会員
小島 毅	東京大学大学院人文社会研究科教授	連携会員
斎藤 明	東京大学大学院人文社会研究科教授	連携会員
佐藤 弘夫	東北大学大学院文学研究科教授	連携会員
手島 勲矢	関西大学非常勤講師	連携会員
戸田山和久	名古屋大学大学院情報科学研究科教授	連携会員
羽入佐和子	お茶の水女子大学学長	連携会員
鷲田 清一	大谷大学文学部教授	連携会員

○委員の決定 (追加2件)

( 総合工学委員会 )

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
大野 英男	東北大学電気通信研究所所長・教授	連携会員

( 土木工学・建築学委員会 土木工学・建築学企画分科会 )

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
米田 雅子	慶應義塾大学理工学部特任教授	連携会員

【小委員会】

○委員の決定（新規2件）

（地域研究委員会 地域分科会 市民地域学課題検討小委員会）

氏名	所属・職名	備考
佐野 賢治	神奈川大学大学院経済研究科教授	連携会員
鈴木 正崇	慶應義塾大学大学院社会学研究科教授	連携会員
岩本 通弥	東京大学大学院総合文化研究科教授	連携会員

（情報学委員会 安全・安心社会と情報技術分科会 安全・安心社会と情報技術企画小委員会）

氏名	所属・職名	備考
米澤 明憲	独立行政法人理化学研究所計算科学研究機構 副機構長	第三部会員
岩野 和生	三菱商事株式会社ビジネスサービス部門顧問	連携会員
坂井 修一	東京大学大学院情報理工学系研究科長・教授	連携会員
須藤 修	東京大学大学院情報学環長・教授	連携会員
田中 英彦	情報セキュリティ大学院大学学長・教授	連携会員
宮地 充子	北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科 教授	連携会員
村井 純	慶應義塾大学環境学部教授	連携会員

○委員の決定（追加1件）

（ 総合工学委員会・機械工学委員会合同 計算科学シミュレーションと工学設計分科会心と脳など新しい領域検討小委員会 ）

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
荒川 薫	明治大学総合数理学部先端メディアサイエンス学科教授	連携会員

提案5は提言等関係のため別添2を御覧ください。



(提案6)

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(分科会等の委員)</p> <p>第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。<u>この場合において、第12条第1項第1号及び第2号中「会長」とあるのは、「その分科会が置かれる委員会（小分科会及び小委員会の場合は、その小分科会又は小委員会が置かれる分科会）」と読み替えるものとする。また、複数の分野別委員会により共同して置かれる分科会の場合は、第12条第1項第1号及び同条第3項に定める各部への推薦の依頼は、原則として主体となる委員会において行うものとする。</u></p>	<p>(分科会等の委員)</p> <p>第18条 会則第28条第1項及び第2項並びに第6条の2及び第12条の規定は、分科会等に準用する。</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

## (提案7)

### 緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針（案）

〔平成26年〇月〇日〕  
〔日本学術会議第〇回幹事会決定〕

大規模な災害等、社会に重大な影響を及ぼす突発的事態が生じ、日本学術会議として科学的見地から見解の表出をはじめとする迅速な対応が求められる状況（以下「緊急事態」という。）に際して日本学術会議が行うべき活動の指針を、以下のとおり定める。ただし、本指針は硬直的に運用するべきではなく、緊急事態という事象の性格に鑑み、指針を踏まえながらも臨機応変に対処することが求められる。

#### 1. 緊急事態の宣言と解除

- (1) 会長は、緊急事態が発生したと認められるときは、副会長及び各部長の意見を聴いた上で、会員及び連携会員に対し、その旨及び当該緊急事態に係る活動への協力を必要に応じて求める旨の周知（以下「緊急事態宣言」という。）をすることができる。
- (2) 会長は、緊急事態が収束したと認められる段階で、会員及び連携会員に対し、本指針に基づく日本学術会議としての緊急事態宣言を解除する旨を周知する。緊急事態が収束した後においても、当該緊急事態に関し日本学術会議として引き続き審議すべき事項がある場合においては、常置又は臨時の委員会において必要な体制を整備する。

#### 2. 緊急事態対策委員会

##### (1) 設置

緊急事態宣言がなされたときは、幹事会は、その定めるところにより、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として、臨時に日本学術会議緊急事態対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置することができる。対策委員会は、緊急事態宣言が解除されるまで置かれるものとする。

##### (2) 組織

対策委員会は、①会長（委員長とする）、副会長及び各部の役員、②当該緊急事態に関連する委員会等の代表者、③当該緊急事態に関連する分野を専門とする会員及び連携会員若干名により組織する。

##### (3) 任務及び権限

対策委員会は、本指針3. に定める事項をはじめとする当該緊急事態下における日本学術会議の対応について審議を行うものとする。

#### 3. 緊急事態における日本学術会議の主な対応

緊急事態において、日本学術会議は、会長の指揮の下、以下に掲げる事項

をはじめとする必要な対応をとるものとする。

(1) 会長談話、声明、提言等の表出

- ① 「日本学術会議会長談話及びメッセージについて」(平成21年5月18日日本学術会議会長決定)及び「『緊急型』及び『早期型』の助言・提言活動について」(平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ)を活用し、当該緊急事態に対する日本学術会議としての見解を示す会長談話、声明、提言等(以下「見解」という。)をできる限り早期に表出する。見解においては、国民の理解に資するよう平易な表現を用いるよう努める。
- ② 見解の表出及びこれに関連する緊急事態時の活動に当たっては、日本学術会議内の諸会議はもとより、政府機関、国内外の学術団体や研究グループ(以下「災害研究学術団体等」という。)との連絡を密にするよう努める。

(2) 政府機関等への見解の伝達及び情報提供依頼

- ① 表出した見解を関係する政府機関等に伝達するとともに、日本学術会議が継続的に科学的助言を行う体制を整えていることについて、広く認知されるよう努める。
- ② 政府機関等に対して、科学的助言を行うために必要となる当該緊急事態に関連した情報の提供を求める。

(3) 日本学術会議内における情報共有及び社会への発信

- ① 表出した見解、収集した情報が会員及び連携会員に共有されるよう、電子メール、電子掲示板その他の方法による情報伝達、緊急集会の開催等の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。
- ② 表出した見解、収集した情報のうちで、社会全体に周知することが適当と認められるものについて、インターネットの利用等の適切な方法による公表、報道機関への発表、緊急公開集会の開催その他の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。

(4) 災害研究学術団体等との連携

- ① 緊急事態時には、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興等の研究に関連する日本学術会議協力学術研究団体を含めた災害研究学術団体等に対して、緊急事態における対応に役立つ情報の収集とそれらの提供を呼びかけるとともに、これらの団体等から得た知見を、見解の表出やその後の活動に活用する。
- ② 災害研究学術団体等から提供されるものを含め、緊急事態に関連した情報やデータ等を集約する体制をとるとともに、どのようなデータを専門家間で共有し、どのように整理したデータを社会に公表すべきかについて、必要に応じて対策委員会に分科会を設けて検討する。
- ③ 緊急事態時に円滑に協力関係を結べるよう、平常時から、災害研究学術

団体等と、緊急事態における対応について意見交換を行う。

(5) 海外の学術組織との連絡及び連携

- ① 海外の学術組織、学協会等と連絡をとり、緊急事態に関する情報交換を行うとともに、日本においてとるべき対応についての科学的助言を依頼する。
- ③ 上記①の助言があった場合には、その内容を政府機関等の関連機関に伝達する。

(提案8)

日本学術会議主催学術フォーラムの選定及び実施について（平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 概要</p> <p>日本学術会議が主催する学術フォーラムについては、日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第5条の規定により、次の要領で実施される。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 講演内容 人文・社会科学、<u>生命科学及び理学・工学</u>に係る問題又は重要な審議課題で、日本学術会議が主催するにふさわしいものとする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 年間開催回数 原則として<u>年10回程度</u>とする。</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>2 テーマの選定まで</p> <p>① 各部及び委員会に対し、企画案の募集通知を発出する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>企画案募集通知は、会長から各部長及び各委員会委員長宛てに発出する。</li><li>上記と並行して、全会員・連携会員に対し、電子メールに</li></ul>	<p>1 概要</p> <p>日本学術会議が主催する学術フォーラムについては、日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第5条の規定により、次の要領で実施される。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 講演内容 人文・社会科学<u>及び自然科学</u>に係る問題又は重要な審議課題で、日本学術会議が主催するにふさわしいものとする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 年間開催回数 原則として<u>年10回まで</u>とする。</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>2 テーマの選定まで</p> <p>① 各部及び委員会に対し、企画案の募集通知を発出する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>企画案募集通知は、会長から各部長及び各委員会委員長宛てに発出する。</li><li>上記と並行して、全会員・連携会員に対し、電子メールに</li></ul>

<p>て協力依頼をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>企画案の募集は、前年度の3月末までに1回、当該年度の9月末までに1回行い、それぞれ5件程度承認する。</u></li> </ul> <p>(略)</p>	<p>て協力依頼をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>前年度の3月までに企画案を募集し、承認件数が10件に満たないときは、9月に再募集を行う。</u></li> </ul> <p>(略)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

提案 9～10、提案 17～18 は別添なし。

提案 11～16 はシンポジウム等関係のため別添 3 を御覧ください。